

議案第 69 号

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 2 年 6 月 12 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年渋川市条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「指定都市」の次に「若しくは同法第 252 条の 22 第 1 項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条第 3 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（職員） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市若しくは同法第 2 5 2 条の 2 2 第 1 項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（1 0） （略） 4・5 （略）</p>	<p>（職員） 第 1 1 条 （略） 2 （略） 3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市_____の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （1）～（1 0） （略） 4・5 （略）</p>